

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年3月27日

月 曜 日

第 4183 号

目 次

条 例

○富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金条例	2
○富山県国民健康保険運営協議会条例	4
○富山県部局設置条例の一部を改正する条例	5
○富山県附属機関条例の一部を改正する条例	6
○富山県個人情報保護条例等の一部を改正する条例	
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
○富山県職員定数条例の一部を改正する条例	8
○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	
○県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	11
○富山県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例	13
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	14
○富山県税条例等の一部を改正する条例	18
○富山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	45
○大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	46
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	47
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	48
○富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	50
○富山県がん対策推進条例の一部を改正する条例	52
○富山県港湾管理条例の一部を改正する条例	
○富山県営住宅条例の一部を改正する条例	54
○富山県立都市公園条例の一部を改正する条例	
○富山県総合教育センター条例の一部を改正する条例	56
○市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例	
○富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県議会委員会条例の一部を改正する条例	57

条 例

富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金条例、富山県国民健康保険運営協議会条例、富山県部局設置条例の一部を改正する条例、富山県附属機関条例の一部を改正する条例、富山県個人情報保護条例等の一部を改正する条例、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県職員定数条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、富山県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例等の一部を改正する条例、富山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県がん対策推進条例の一部を改正する条例、富山県港湾管理条例の一部を改正する条例、富山県営住宅条例の一部を改正する条例、富山県立都市公園条例の一部を改正する条例、富山県総合教育センター条例の一部を改正する条例、市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例、富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例及び富山県議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 3 月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第 1 号

富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金条例

(設置)

第 1 条 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下「発電設備」という。）により生じる売電収入を管理し、発電設備及び当該設備に附帯する設備の維持管理、更新その他の災害に強く、低炭素な地域づくりの維持及び構築を図るため、富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(環境政策課)

富山県条例第 2 号

富山県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第 1 条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」という。）附則第 9 条の規定に基づき、富山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 改正法附則第 7 条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること。
- (2) 改正法第 4 条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第 192 号)第 75 条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 4 人
- (3) 公益を代表する委員 4 人
- (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 7 条第 3 項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2 人

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、平成30年 3 月31日までとする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、第 1 項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 協議会は、第 3 条第 1 項各号に掲げる委員各 1 人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者」とあるのは、「国民健康保険法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法第123条第1項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）」とする。

(厚生企画課)

富山県条例第 3 号

富山県部局設置条例の一部を改正する条例

富山県部局設置条例（昭和35年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。
第 1 項中「知事政策局」を「総合政策局」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号

を第 3 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(4) 国際交流に関する事項

第 2 項中「観光・地域振興局」を「観光・交通・地域振興局」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 交通に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(富山県公立大学法人評価委員会条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「知事政策局」を「総合政策局」に改める。

(1) 富山県公立大学法人評価委員会条例（平成26年富山県条例第57号）第 8 条

(2) 富山県総合計画審議会条例（平成17年富山県条例第98号）第10条

(3) 富山県スポーツ推進審議会条例（昭和37年富山県条例第13号）第 9 条

(人 事 課)

富山県条例第 4 号

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成 26 年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表富山県転任等審査委員会の項中「第25条の 2 第 1 項及び第 4 項」を「第25条第 1 項及び第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第 5 号

富山県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(富山県個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第35条の 2 第 1 項第 1 号中「第28条」を「第29条」に改める。

（富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年富山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、富山県個人情報保護条例第 2 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に 1 項を加える改正規定中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第34条の 2 において同じ。）」を加え、同条例第 3 章第 2 節中第34条の次に 1 条を加える改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

（富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 3 条 富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条中「第19条第 9 号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。

（文書総務課）

富山県条例第 6 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第35項中「（平成24年法律第84号）」の次に「及び都市の低炭素化の促

進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）」を加え、同表第36項中「（平成27年法律第53号）」の次に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）」を加える。

別表第4第11項中「、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第4第11項の改正規定は、公布の日から施行する。

（市町村支援課）

富山県条例第7号

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「991人」を「998人」に、「2,859人」を「2,865人」に、「8,079人」を「8,092人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（人 事 課）

富山県条例第8号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第1条 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「子のある」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養

子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において）」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下」に、「子のある職員（」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（」に改め、「」における」と」の次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改め、「ため、」の次に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づ

き、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、富山県一般職の職員等の給与に関する条例第 15 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 19 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 16 条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

（富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年富山県条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「の子」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）」を加え、「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間内において」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において 1 日の勤務時間の一部につき勤

務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

第22条第1項中「（平成3年法律第110号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（人 事 課）

富山県条例第9号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

- (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 4 号イ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、「の 1 歳到達日（」を「が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とする。

第 2 条の 2 第 3 号中「が 1 歳 6 か月に達する日」を「の 1 歳 6 か月到達日」に改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 7 号を第 8 号とし、同条第 6 号中「第 2 条の 2 第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第25条第2項中「限る。」の次に「以下」を加え、「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間(以下この項及び次項において「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない」に、「に係る時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

第26条中「同条例」を「給与条例」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第10号

富山県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県地域医療再生臨時特例基金条例(平成21年富山県条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年5月31日」を「平成30年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(医 務 課)

富山県条例第11号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の389の5の項中「389の11の項及び389の13の項」を「389の14の項及び389の16の項」に、「新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第1項に規定する住宅（以下この項及び次項において「住宅」という。）の新築に関する計画」に、「既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る増築又は改築」を「住宅の増築又は改築に関する計画」に、「389の11の項及び389の12の項」を「389の9の項、389の10の項、389の14の項及び389の15の項」に、「新築住宅の」を「住宅の新築に関する計画の」に、「既存住宅に係る増築又は改築」を「住宅の増築又は改築に関する計画」に改め、同表の389の6の項中「新築住宅又は既存住宅（新築時に認定を受けた住宅であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく計画の認定の取消しを受けていない住宅に限る。）（以下この項において「新築住宅等」という。）」を「住宅の新築に関する計画」に、「(ア)以外のものに係る増築又は改築」を「住宅の増築又は改築に関する計画」に、「新築住宅等の」を「住宅の新築に関する計画の」に改め、同表の389の9の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（389の11の項及び389の13の項において「登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（389の14の項及び389の16の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「適合証」という。）」の次に「又は設計住宅性能評価書の写し」を加え、「から389

の13の項までにおいて「共同住宅等」を「、次項及び389の14の項から389の16の項までにおいて「共同住宅等」に、「(イ)に掲げる額に、203,000円」を「(イ)に掲げる額に、200,000円」に、「から389の13の項までにおいて「非住宅部分」を「から389の16の項までにおいて「非住宅部分」に、「認定 203,000円」を「認定 200,000円」に、「、906,000円の範囲内において、」を「、870,000円の範囲内において、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この項及び次項において「認定基準」という。）及び」に、「認定 906,000円の範囲内において、」を「認定 870,000円の範囲内において、認定基準及び」に改め、同表の389の10の項中「適合証」の次に「又は設計住宅性能評価書の写し」を加え、「(イ)に掲げる額に、203,000円」を「(イ)に掲げる額に、200,000円」に、「認定 203,000円」を「認定 200,000円」に、「553,000円の範囲内において、」を「530,000円の範囲内において、認定基準及び」に改め、同表の389の13の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「性能基準」という。）に適合することを証する書面又は」を「性能基準に適合することを証する書面又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し（以下この項において「検査済証の写し」という。）、「に改め、「（平成28年国土交通省令第5号）」を削り、「第3条第2項」を「第25条第2項」に、「建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し（以下この項において「検査済証の写し」という。）」を「検査済証の写し」に、「5,000円」を「4,700円」に、「82,000円」を「80,000円」に、「205,000円」を「200,000円」に、「39,000円」を「38,000円」に、「285,000円」を「280,000円」に、「884,000円」を「870,000円」に改め、同項を同表の389の16の項とし、同表の389の12の項中「5,000円」を「4,700円」に、「82,000円」を「80,000円」に、「205,000円」を「200,000円」に、「22,000円」を「21,000円」に、「182,000円」を「180,000円」に、「542,000円」を「530,000円」に改め、同

項を同表の 389 の 15 の項とし、同表の 389 の 11 の項中「（平成 27 年法律第 53 号）」を削り、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「5,000 円」を「4,700 円」に、「82,000 円」を「80,000 円」に、「205,000 円」を「200,000 円」に、「39,000 円」を「38,000 円」に、「285,000 円」を「280,000 円」に、「884,000 円」を「870,000 円」に、「第 8 条」を「第 10 条」に改め、同項を同表の 389 の 14 の項とし、同表の 389 の 10 の項の次に次のように加える。

<p>389 の 11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>(1) 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下この項から 389 の 13 の項までにおいて「工場等」という。）の用途に供する建築物にあっては、1 の建築物につき 230,000 円の範囲内において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項から 389 の 13 の項まで及び 389 の 16 の項において「性能基準」という。）及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 工場等以外の用途に</p>
--	-----------------------------	--

		供する建築物にあっては、1の建築物につき870,000円の範囲内において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額
389の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の計画に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定	変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 工場等の用途に供する建築物にあっては、1の建築物につき210,000円の範囲内において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額 (2) 工場等以外の用途に供する建築物にあっては、1の建築物につき530,000円の範囲内において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額
389の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更 に該当していることを証する書面の交付	軽微変更該当証明書交付手数料	(1) 工場等の用途に供する建築物にあっては、1の建築物につき210,000円の範囲内において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額 (2) 工場等以外の用途に供する建築物にあっては、1の建築物につき530,000円の範囲内に

		において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額
--	--	-----------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1の389の5の項の改正規定（「389の11の項及び389の13の項」を「389の14の項及び389の16の項」に改める部分及び「389の11の項及び389の12の項」を「389の9の項、389の10の項、389の14の項及び389の15の項」に改める部分を除く。）及び同表の389の6の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県条例第12号

富山県税条例等の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第 1 条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 117 条」を「第 125 条」に、

「第 7 節 自動車取得税（第 118 条—第 125 条）」

第 7 節の 2 軽油引取税（第 126 条—第 136 条の 13）」を

「第 7 節 軽油引取税（第 126 条—第 136 条の 13）」に改める。

第 3 条第 1 号中 「自動車取得税
軽油引取税 」 を「軽油引取税」に改める。

第 8 条第 2 項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 自動車税（第 137 条第 1 号に規定する環境性能割に限る。）に係る徴収金にあつては、運輸支局の所在地

第 8 条第 2 項第 11 号中「自動車税」の次に「（第 137 条第 2 号に規定する種別割に限る。）」を加え、「第 145 条第 2 項」を「第 146 条第 3 項」に、「買主」を「使用者」に、「同条第 3 項」を「法第 147 条第 1 項」に、「使用者」を「買主」に改める。

第 23 条第 1 項中「自動車取得税」を「自動車税（第 137 条第 1 号に規定する環境性能割に限る。）」に改める。

第 45 条中「100 分の 3.2」を「100 分の 1」に改める。

第 2 章第 7 節の節名を削り、第 118 条から第 125 条までを次のように改める。

第 118 条から第 125 条まで 削除

第 2 章第 7 節の 2 を同章第 7 節とする。

第 137 条を次のように改める。

（自動車税に関する用語の意義）

第 137 条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境性能割 自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。
- (2) 種別割 自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。
- (3) 自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（自動車に付加して一体となっているものとして令第 44 条に規定するものを含む。）のうち、同法第 3 条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。
- (4) エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 80 条第 1 号イに規定するエネルギー消費効率をいう。
- (5) 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 78 条第 1 項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断

の基準となるべき事項を勘案して省令第 9 条に規定するエネルギー消費効率をいう。

第 137 条の次に次の 2 条を加える。

(自動車税の納税義務者等)

第 137 条の 2 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次条第 3 項及び第 4 項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第 44 条の 2 に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第 148 条第 1 項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第 137 条の 3 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第 44 条の 2 に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第 7 条第 1 項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）

には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 138 条第 1 項第 3 号中「道路交通法」の次に「（昭和 35 年法律第 105 号）」を加え、同項第 4 号中「第 146 条第 1 項」を「第 148 条第 1 項」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「医療法」の次に「（昭和 23 年法律第 205 号）」を加え、同条の次に次の 9 条を加える。

（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）

第 138 条の 2 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課さない。

- (1) 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）
- (2) 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第 9 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。）のうち、道路運送車両法第 41 条の規定により平成 21 年 10 月 1 日（車両総重量（同法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第 138 条の 4 において同じ。）が 3.5 トンを超え 12 トン以下のものにあつては、平成 22 年 10 月 1 日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で省令第 9 条の 2 第 2 項に規定するもの（以下この号において「平成 21 年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 21 年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の 10 分の 9 を超えないもので省令第 9 条の 2 第 3 項に規定するもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の省令第 9 条の 2 第 4 項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 16 項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令第 9 条の 2 第 5 項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令第 9 条の 2 第 6 項に規定するものをいう。）

(4) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第 138 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 2 第 7 項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第 41 条の規定により平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第 9 条の 2 第 8 項に規定するもの（以下この号及び第 138 条の 4 において「平成 17 年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成 32 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第 138 条の 4 第 1 項第 1 号ア(ウ)において「平成 32 年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が 2.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 2 第 9 項に規定するもの

(ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成 27 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第 138 条の 4 において「平成 27 年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 120 を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 2 第 10 項に規定するもの

(ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 2 第 11 項に規定するもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上であること。
- (5) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第 3 号に掲げる自動車に該当するものを除く。第 138 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号において同じ。）
- ア 乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第 9 条の 2 第 12 項に規定するもの（以下この号及び第 138 条の 4 において「平成 21 年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの
- イ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 2 第 13 項に規定するもの
- (ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 2 第 14 項に規定するもの
- (ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれに

も該当するもので省令第 9 条の 2 第 15 項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第 41 条の規定により平成 28 年 10 月 1 日（車両総重量が 3.5 トンを超え 7.5 トン以下のものにあつては、平成 30 年 10 月 1 日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第 9 条の 2 第 16 項に規定するもの（第 138 条の 4 第 1 項第 2 号ウ(ア)及び第 2 項第 2 号ウ(ア)において「平成 28 年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 2 第 17 項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第 41 条の規定により平成 21 年 10 月 1 日（車両総重量が 12 トン以下のものにあつては、平成 22 年 10 月 1 日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令第 9 条の 2 第 18 項に規定するもの（以下この号及び第 138 条の 4 において「平成 21 年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成 21 年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 2 第 19 項に規定するもの

(ア) 平成 21 年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上であること。

2 前項（第 4 号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、平成 32 年度基準エネルギー消費効率及び平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令第 9 条の 2 第 20 項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成 22 年度以降の各年

度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として省令第 9 条の 2 第 21 項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第 138 条の 4 第 4 項において「平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）について準用する。この場合において、同号ア(ウ)中「平成 32 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第 138 条の 4 第 1 項第 1 号ア(ウ)において「平成 32 年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 110」とあるのは「平成 22 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに 100 分の 165」と、同号イ(ウ)中「平成 27 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第 138 条の 4 において「平成 27 年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 120」とあるのは「平成 22 年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに 100 分の 150」と読み替えるものとする。

（環境性能割の課税標準）

第 138 条の 3 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として省令第 9 条の 3 に規定するところにより算定した金額（第 138 条の 5 において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第 138 条の 4 次に掲げる自動車（第 138 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。次項及び第 3 項において同じ。）の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100 分の 1 とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第 1 項に規定するもの

(ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- イ 車両総重量が 2.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第 2 項に規定するもの
- (ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第 3 項に規定するもの
- (ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第 4 項に規定するもの
- (ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車
- ア 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第 5 項に規定するもの
- (ア) 平成 21 年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成 21 年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。

- イ 車両総重量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第 6 項に規定するもの
- (ア) 平成 21 年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第 7 項に規定するもの
- (ア) 平成 28 年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第 8 項に規定するもの
- (ア) 平成 21 年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成 21 年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第 9 項に規定するもの
- (ア) 平成 21 年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。
- 2 次に掲げる自動車（第 138 条の 2 第 1 項及び前項（第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100 分の 2 とする。
- (1) 次に掲げるガソリン自動車
- ア 乗用車又は車両総重量が 2.5 トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第 10 項に規定するもの
 - (ア) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第11項に規定するもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第12項に規定するもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第13項に規定するもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第14項に規定するもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第15項に規定するもの
- (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第16項に規定するもの
- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の 9 を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- オ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第 9 条の 4 第17項に規定するもの
- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。
- 3 第 138 条の 2 第 1 項及び前 2 項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100 分の 3 とする。
- 4 第 1 項（第 1 号ア及びイに係る部分に限る。）及び第 2 項（第 1 号アに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第 1 項第 1 号ア(ウ)中「平成32年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第 138 条の 2 第 2 項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第 1 号ア(ウ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 150 を乗じて得た数値」と、第 1 項

第 1 号イ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 144」と、第 2 項第 1 号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 138」と読み替えるものとする。

(環境性能割の免税点)

第 138 条の 5 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第 138 条の 6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第 138 条の 7 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第 9 条の 5 に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
 - (2) 道路運送車両法第13条第 1 項の規定による移転登録（以下この号及び第 145 条において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
 - (3) 前 2 号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第 1 項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
 - (4) 前 3 号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日
- 2 環境性能割の納税義務者は、前項又は法第 161 条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第 170 条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、前項の申告書又は規則で定

める様式による修正申告書に証紙代金収納計器により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項において同じ。）に相当する金額の表示を受けることによつてしなければならない。ただし、知事がやむを得ない事由があると認める場合においては、当該環境性能割額に相当する現金を納付した後規則で定める様式による納税済印を受けることによつて証紙代金収納計器による表示に代えることができる。

- 3 前項に規定する証紙代金収納計器による環境性能割額に相当する金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による環境性能割額の徴収について必要な事項は、規則で定める。

（環境性能割の報告）

第 138 条の 8 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この条において同じ。）は、前条第 1 項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第 9 条の 5 に規定する様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第 138 条の 9 環境性能割の納税義務者が第 138 条の 7 第 1 項の規定により申告し、又は前条の規定により報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、知事は、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日を経過した日とする。

（環境性能割の減免）

第 138 条の 10 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対して必要があると認める場合においては、環境性能割を減免することができる。

- (1) 日本赤十字社の救急自動車、へき地巡回診療のために使用する自動車又は血液事業の用に供する自動車
- (2) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療のために使用する自動車

- (3) 身体又は精神に障害を有し、歩行が困難な者その他規則で定める障害を有する者（以下この条及び第 146 条の 2 において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車（身体に障害を有する年齢 18 歳以上の者以外の身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の自動車を含む。）
- (4) 身体障害者等が利用するため、特別の仕様により製造され、又は改造された自動車
- (5) 専ら身体障害者等が運転するため、特別の仕様により製造され、又は改造された自動車
- (6) 専ら特定非営利活動法人の事業の用に供する自動車（当該特定非営利活動法人の設立の日から 3 年以内に取得された自動車であつて、無償のものに限る。）
- 2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第 138 条の 7 第 1 項の申告書を提出する際に、前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに規定する者にあつては規則で定める様式による申請書を、同項第 3 号に規定する者にあつては次に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- (1) 減免を受けようとする者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) その他知事が必要と認める事項
- 3 第 1 項第 3 号に掲げる自動車に係る環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体障害者福祉法第 15 条の規定により交付され

た身体障害者手帳（同条に規定する身体障害者手帳の交付を受けていない者で戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けているものにあつては、当該戦傷病者手帳）又は規則で定める書面（第 146 条の 2 第 3 項において「身体障害者手帳等」という。）及び道路交通法第 92 条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（第 146 条の 2 第 3 項において「運転免許証」という。）を提示しなければならない。

第 139 条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第 3 号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「一般乗合用のもの（）」を「一般乗合用バス（）」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について」を「一般乗合用バス以外のバスにおいて」に、「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第 2 項中「であるもの」の次に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改める。

第 140 条の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分並びに第 141 条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第 142 条の見出し及び同条第 1 項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 3 項中「賦課期日」を「前条に規定する種別割の賦課期日（次条第 2 項において「賦課期日」という。）」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第 143 条の見出し及び同条第 1 項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 2 項中「道路運送車両法第 7 条の規定による登録」を「新規登録」に、「第 150 条第 1 項」を「第 177 条の 10 第 1 項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、「においては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によつて自動車税」を「により種別割」に、「自動車税額」を「種別割額」に改め、同条第 4 項中「自動車税額」を「種別割額」に、「自動車税の」を「種別割の」に改める。

第 145 条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項各号列記以

外の部分中「自動車税」を「種別割」に、「一に」を「いずれかに」に、「道路運送車両法第 7 条、第 12 条又は第 13 条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第 12 条第 1 項に規定する変更登録又は移転登録」に、「した際」を「した場合」に改め、同項第 5 号中「第 137 条第 3 項」を「第 137 条の 2 第 3 項」に改め、同条第 2 項中「道路運送車両法第 7 条、第 12 条又は第 13 条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第 12 条第 1 項に規定する変更登録又は移転登録」に、「した際」を「した場合」に改め、同条第 3 項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「第 137 条第 2 項」を「第 137 条の 3 第 1 項」に改める。

第 146 条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「自動車税」を「種別割」に、「第 137 条第 2 項」を「第 137 条の 3 第 1 項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 146 条の 2 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第 2 項中「自動車税」を「種別割」に、「第 125 条第 2 項各号」を「第 138 条の 10 第 2 項各号」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第 147 条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改める。

第 149 条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改め、同条第 4 項中「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

附則第 5 条の 5 を次のように改める。

第 5 条の 5 削除

附則第 6 条の 3 を次のように改める。

第 6 条の 3 削除

附則第 6 条の 3 の 2 から附則第 6 条の 3 の 4 までを削る。

附則第 6 条の 5 第 4 項の表中「第 8 条第 2 項第 10 号」を「第 8 条第 2 項第 9 号」に改める。

附則第 6 条の 6 の 2 の次に次の 1 条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 6 条の 6 の 3 営業用の自動車に対する第 138 条の 4 第 1 項及び第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）並びに同条第 3 項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項（第 4 項において準用する場合を含む。）	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 項（第 4 項において準用する場合を含む。）	100 分の 2	100 分の 1
第 3 項	100 分の 3	100 分の 2

附則第 6 条の 7 第 1 項各号列記以外の部分中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同項第 1 号中「平成15年 3 月31日」を「平成16年 3 月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第 2 号中「平成17年 3 月31日」を「平成18年 3 月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで」を「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同項第 4 号中「以下この号」を「第 6 号」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「（第 6 号において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 120」を「に 100 分の 110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上」を削り、同項第 6 号中「平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに 100 分の 120」に改める。

附則第11条中「100 分の 4」を「100 分の 1.8」に改める。

附則第12条第 1 項中「40分の 8」を「18分の 8」に改める。

附則第16条第 2 項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則別表を次のように改める。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第 139 条第	7,500円	8,600円
1 項第 1 号	8,500円	9,700円
営業用	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
	40,700円	46,800円
第 139 条第	29,500円	33,900円
1 項第 1 号	34,500円	39,600円
自家用	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第 139 条第	6,500円	7,100円
1 項第 2 号	9,000円	9,900円
営業用	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円

	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
	15,100円	16,600円
	7,500円	8,200円
第 139 条第	8,000円	8,800円
1 項第 2 号	11,500円	12,600円
自家用	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
	20,600円	22,600円
	10,200円	11,200円
第 139 条第	12,000円	—
1 項第 3 号	14,500円	—
営業用	17,500円	—
	20,000円	—
	22,500円	—
	25,500円	—
	29,000円	—
	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円

	64,000円	70,400円
第 139 条第 1 項第 3 号	33,000円	36,300円
自家用	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第 139 条第 1 項第 4 号	12,100円	13,900円
営業用	7,200円	8,200円
	20,400円	23,400円
	9,500円	10,900円
第 139 条第 1 項第 4 号	23,600円	27,100円
自家用	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
	16,400円	18,800円
	9,900円	11,300円
	27,700円	31,800円
	13,000円	14,900円
第 139 条第 1 項第 5 号	4,500円	5,100円

営業用		
第 139 条第 1 項第 5 号 自家用	6,000円	6,900円
第 139 条第 2 項 営業 用	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第 139 条第 2 項 自家 用	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円
第 139 条第 3 項	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円

第 2 条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の 7 の見出し中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項各号列記以外の部分中「電気自動車」の次に「（第 138 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する電気自動車をいう。）」を加え、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第 5 条第 1 項で定めるものをいう。以下この条において同じ。」を「同項第 2 号に規定する天然ガス自動車をいう。」に、「附則第 5 条第 2 項」を「附則第 5 条第 1 項」に、「附則第 5 条第 3 項」を「附則第 5 条第 2 項」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令附則第 5 条第 4 項で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第 2 条第 14 項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第 5 条第 5 項で定めるものをいう

。次項第 3 号において同じ。」を「第 138 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する電気併用自動車をいう。」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第 139 条第 1 項第 3 号に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項第 1 号中「道路運送車両法第 7 条第 1 項」を「第 137 条の 3 第 3 項」に、「以下この条」を「次号」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第 2 号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第 138 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

（富山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 富山県税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年富山県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「から第 9 項まで」を削り、同条第 3 号中「次条第 10 項」を「次条第 7 項」に改める。

附則第 2 条第 6 項及び第 7 項を次のように改める。

6 第 2 項から前項までの規定は、新条例第 52 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人に対する平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 項	平成 28 年度分調整後付加価値額	平成 29 年度分調整後付加価値額
	附則第 5 条第 2 項に	附則第 5 条第 6 項において読み替えて準用する同条第 2 項に
	施行日から平成 29 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
	平成 28 年度分基準法人事業税額	平成 29 年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 2 項各号	改正法附則第 5 条第 6 項において読み替えて準用する同条第 2 項各号
	4 分の 3	2 分の 1

	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
第 3 項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 2 項各号	改正法附則第 5 条第 6 項において読み替えて準用する同条第 2 項各号
	額の 3 倍に相当する額	額
	40億円で	20億円で
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
第 4 項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 4 項各号	改正法附則第 5 条第 6 項において読み替えて準用する同条第 4 項各号
	4 分の 3	2 分の 1
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
前項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 4 項各号	改正法附則第 5 条第 6 項において読み替えて準用する同条第 4 項各号
	額の 3 倍に相当する額	額
	40億円で	20億円で
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額

7 第 2 項から第 5 項までの規定は、新条例第52条第 1 項第 1 号アに掲げる法人に対する平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間に開始する事業

年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	附則第 5 条第 2 項に	附則第 5 条第 7 項において読み替えて準用する同条第 2 項に
	施行日から平成29年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 2 項各号	改正法附則第 5 条第 7 項において読み替えて準用する同条第 2 項各号
	4 分の 3	4 分の 1
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
第 3 項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 2 項各号	改正法附則第 5 条第 7 項において読み替えて準用する同条第 2 項各号
	額の 3 倍に相当する額	額
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
第 4 項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 4 項各号	改正法附則第 5 条第 7 項において読み替えて準用する同条第 4 項各号
	4 分の 3	4 分の 1

	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
第 5 項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	改正法附則第 5 条第 4 項各号	改正法附則第 5 条第 7 項において読み替えて準用する同条第 4 項各号
	額の 3 倍に相当する額	額
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

附則第 2 条第 8 項から第10項までを削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中附則第 3 条の 2 及び附則第16条の改正規定並びに第 3 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条中附則第 6 条の 7 の改正規定 平成29年 4 月 1 日

(県民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）第45条並びに附則第11条及び附則第12条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第 3 条 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についてのこの条例による改正前の富山県税条例附則第 5 条の 5 の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第 4 条 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第 5 条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 施行日が大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における新条例第138条の2第1項の規定の適用については、同項第3号中「第2条第16項」とあるのは、「第2条第14項」とする。

3 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第 6 条 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表富山県税条例(昭和29年富山県条例第16号)の項中「第146条の2第2項(同条第1項第1号)を「第138条の10第2項(同条第1項第3号)に、「に係る自動車税」を「の取得に係る環境性能割」に、「第125条第2項(同条第1項第3号)を「第146条の2第2項(同条第1項第1号)に、「の取得に係る自動車取得税」を「に係る種別割」に改める。

(過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第 7 条 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例(昭和39年富山県条例第75号)の一部を次のように改正する。

附則第8項を削る。

(過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 8 条 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についてのこの条例による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例附則第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

富山県条例第13号

富山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

富山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第10条第3項」の次に「（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）」を加える。

第4条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第25条第6項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書には、前項各号に掲げる事項を記載するものとする。

第5条中「第29条」の次に「（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第7条第1項第2号中「第12条第2号」を「第13条第2号」に改める。

第8条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「及び第54条第2項から第4項まで」を「並びに第54条第2項及び第3項」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「第54条第2項から第4項まで」を「第54条第2項及び第3項」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条の見出し中「助成金支給書類等」を「助成金支給書類」に改め、同条中「、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行うときは事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合でその提出が困難なときは、事後において、遅滞なく）」を削り、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(定款の変更に係る書類の提出)

第 9 条 法第52条第 2 項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在地
- (2) 認定の有効期間(法第62条において準用する場合にあっては、特例認定の有効期間)
- (3) 変更の認証を受けた年月日
- (4) 変更の内容

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項の改正規定、第4条の見出しの改正規定、同条に1項を加える改正規定及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(男女参画・県民協働課)

富山県条例第14号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年富山県条例第75号)の一部を次のように改正する。

附則第2項各号を次のように改める。

- (1) 非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)、非鉄金属第二次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)又は溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。) 平成29年11月30日
- (2) 金属鋳業 平成31年11月30日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境保全課)

富山県条例第15号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第 161 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第 162 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 162 条に次の 1 項を加える。

- 6 賃金及び第 3 項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第 166 条の次に次の 1 条を加える。

（運営規程）

第 166 条の 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員

- (5) 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第 162 条第 3 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第 167 条中「第 88 条から」の次に「第 90 条まで、第 92 条から」を加え、「第 167 条において準用する第 91 条」を「第 166 条の 2」に改め、「第 91 条中「第 94 条」とあるのは「第 167 条において準用する第 94 条」と」を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(障害福祉課)

富山県条例第 16 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山県条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 71 条の次に次の 1 条を加える。

（運営規程）

第 71 条の 2 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、次に掲

げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければなら
ない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から
受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第 79 条
第 3 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第 78 条に次の 1 項を加える。

- 3 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に
必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなけ
ればならない。

第 79 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中
第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事
業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上
となるようにしなければならない。

第 84 条中「、第 36 条」を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

富山県条例第17号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び第50条」を「、第50条及び第73条」に改める。

第73条第1項第1号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下この条及び第79条において「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第77条の次に次の1条を加える。

（情報の提供等）

第77条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者に

ついて広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第78条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に改める。

第79条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第81条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に、「及び第77条（第1項を除く。）」を「、第77条（第1項を除く。）及び第77条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の第73条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の第73条の規定にかかわらず、平成30年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第79条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の第79条の規定にかかわらず、平成30年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。

(障害福祉課)

富山県条例第18号

富山県がん対策推進条例の一部を改正する条例

富山県がん対策推進条例（平成24年富山県条例第92号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第11条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改める。

第 2 条第 2 号中「第 9 条第 1 項」を「第10条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(健康課)

富山県条例第19号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の項中

基本料金	水平引込式起重機（軌道走行式能力 1 時間当たり 450 トン） 1 基 1 時間につき	23,130円	を
	重量物起重機（固定式能力 1 回当たり 60 トン） 1 時間につき	18,900円	

基本料金	水平引込式起重機（軌道走行式能力 1 時間当たり 450 トン） 1 基 1 時間につき	23,130円	に改める。
------	--	---------	-------

第 2 条 富山県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の項中

基本料金	水平引込式起重機（軌道走行式能力 1 時間当たり 450 トン） 1 基 1 時間につき	23,130円	を
------	--	---------	---

基本料金	水平引込式起重機（軌道走行式能力 1 時間当たり 450 トン） 1 基 1 時間につき	23,130円	に改める。
	水平引込式起重機（軌道走行式能力 1 時間当たり 600 トン） 1 基 1 時間につき	37,640円	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

(港 湾 課)

富山県条例第20号

富山県営住宅条例の一部を改正する条例

富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「第 2 号」を「、第 2 号」に改め、「、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第21条に規定する入居者資格の特例の適用を受ける者にあつては第 3 号」を削る。

第 7 条に次の 2 項を加える。

- 3 被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第28条の規定により入居者資格の特例の適用を受ける者は、前条第 1 号及び第 2 号に掲げる条件を満たす者とみなす。
- 4 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第 8 条第 1 項に規定する支援対象地域に存する住宅に平成23年 3 月11日において居住していた者は、前条第 1 号に掲げる条件を満たす者とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

富山県条例第21号

富山県立都市公園条例の一部を改正する条例

富山県立都市公園条例（昭和52年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山県富岩運河環水公園の項を次のように改める。

富山県富岩運河環水公園	環水公園野外劇場 環水公園水上遊具庫 環水公園立体駐車場
-------------	------------------------------------

別表第 2 富山県富岩運河環水公園の項を次のように改める。

富山県富岩運河 環水公園	環水公園野外劇場	1月4日から12月28日まで での日（火曜日及び休日 の翌日を除く。）	午前9時から午後9時
	環水公園立体駐車場	1月1日から12月31日 までの日	午前8時から午後10時 30分まで

別表第4の1の表富山県富岩運河環水公園の項を次のように改める。

富山県	環水公園野	有料	1日	46,000円	
富岩運	外劇場	無料	1日	12,000円	
河環水 公園	環水公園水 上遊具庫	カヤックシング ル及びカナディ アンシングル	一般	1艇につき1月	490円
			学生、生徒 及び児童		250円
		カヤックペア及 びカナディアン ペア	一般	1艇につき1月	920円
			学生、生徒 及び児童		460円
		そ の 他	一般	1平方メートルに つき1日	20円
				1平方メートルに つき1月	520円
				学生、生徒及び児童	1平方メートルに つき1日
		環水公園立 体駐車場	基本料金	1平方メートルに つき1月	270円
入場した時から1 時間までにつき1 台	320円				
	加算料金	入場した時から1 時間を超える時間 30分までごとにつ き1台	110円		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(都市計画課)

富山県条例第22号

富山県総合教育センター条例の一部を改正する条例

富山県総合教育センター条例（昭和57年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 県立学校の事務の支援に関すること。

第5条中「富山県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県条例第23号

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,691人」を「5,650人」に、「52人」を「51人」に、「286人」を「284人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(教・教職員課)

富山県条例第24号

富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例

富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「178人」を「179人」に、「1,092人」を「1,097人」に、「573人」を「575人」に、「1,931人」を「1,939人」に、「2,268人」を「2,276人」に改める。

附則第3項中「1,092人」を「1,097人」に、「573人」を「575人」に、「1,931人」を「1,939人」に改める。

別表富山県富山中央警察署の項中「富山県富山市新桜町4番10号」を「富山県富山市赤江町5番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表富山県富山中央警察署の項の改正規定は、同月3日から施行する。

(警・警務課)

富山県条例第25号

富山県議会委員会条例の一部を改正する条例

富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「知事政策局」を「総合政策局」に改め、同号イ中「観光・地域振興局」を「観光・交通・地域振興局」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定により厚生環境委員会及び経済建設委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

(議・議事課)